

・・・就学援助制度のご案内・・・

国立・県立・私立小中学校の児童生徒の保護者も令和7年度から対象になります。

安城市教育委員会

1 就学援助を受けることができる方(認定理由)

安城市に住所を有する小・中学校の児童生徒の保護者で、次のいずれかの理由に該当する方が、就学援助の認定を受けることができます。

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1. 生活保護を受けている | 2. 生活保護が停止又は廃止された |
| 3. 市民税が非課税であった | 4. 市民税が減免された |
| 5. 個人の事業税が減免された | 6. 固定資産税が減免された |
| 7. 国民健康保険税が減免された | 8. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された |
| 9. 国民年金の掛金が減免された | 10. 児童扶養手当が支給された |
| 11. 生活福祉資金の貸付けを受けた | 12. 生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している(※1) |

※1 申請者の世帯の所得額に応じて判定させていただきます。おおよその所得額の目安は以下のとおりです。

2 就学援助費の支給内容・金額

下表の費目について、学期ごとに金額を決定して支給します。

費目 学校 学年	学用品 費	通学 用品費	校外 活動費	生徒会費	PTA 会費	通学費	修学 旅行費	新入学児童 生徒学用品費
小学1年	970 円 (月額)							57,060 円※2
小学2～5 年		190 円 (月額)	実 費 (上限 1,600 円)	実 費 (上限 4,650 円)	実 費 (上限 3,450 円)	実 費 (上限 40,020 円)		
小学6年							実 費 (上限 22,690 円)	
中学1年	1,895 円 (月額)							63,000 円※2
中学2年		190 円 (月額)	実 費 (上限 2,310 円)	実 費 (上限 5,550 円)	実 費 (上限 4,260 円)	実 費 (上限 80,880 円)		
中学3年							実 費 (上限 60,910 円)	

※2 4月30日までに申請をした認定者に限り支給されます。

3 申請方法

(1) 申請方法

下記提出書類を安城市教育委員会学校教育課へ持参か郵送によりご提出ください。

(2) 提出書類

- ① 就学援助費支給申請書兼世帯票
- ② 就学援助費口座振込依頼書（保護者の口座に限る）
- ③ ②で指定する銀行口座の通帳の写し等（金融機関名・口座番号・口座名義が確認できるもの）
- ④ 同意書

申請書等は、右記QRコードからダウンロードいただくか、
下記問い合わせ先にご連絡いただきましたら、ご自宅へ郵送します。



4 支給時期・支給方法

学期ごとに経費等を計算し、各学期終了後（概ね8月、1月、4月）に支給します。

5 認定後の手続き

毎年9月頃、世帯状況を確認させていただくため、教育委員会から受給者へ「就学援助支給現況届出書兼世帯票」を送付します。継続して受給を希望する方は、必要事項を記入のうえ、指定する期限までに提出してください。提出がない場合、就学援助は廃止となります。また、提出いただいても、審査の結果、就学援助を継続できないことがあります。

6 辞退

申請・認定後に転居や結婚等による家庭状況の変更により就学援助を必要としなくなった場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

問合せ先 安城市教育委員会学校教育課学事係
住 所 〒446-0045
安城市横山町下毛賀知13番地1
電 話 0566-71-2254
FAX 0566-77-0001